

筆界特定の申請がされた旨の公告

下記のとおり、筆界特定の申請がされたので、不動産登記法第133条第1項の規定により、公告する。

令和7年5月13日

大阪法務局 筆界特定登記官
記

筆界特定手続の表示

手続番号 令和7年第74号

対象土地 大阪市西成区天下茶屋北二丁目1番
同所 2番1